

# 建設工事の積算疑義申立手続について

平成 29 年 3 月  
彦根市総務部契約監理室

平成29年4月1日以降に本市が行う建設工事の入札案件は、入札の透明性・公正性を確保するため、落札を決定する前に、金額入り設計書の公表・閲覧と設計に関する積算疑義の申立てを受け付けることとします。

## 1 積算疑義申立てを受け付ける対象案件および対象者

対象案件	契約監理室で執行する建設工事の電子入札案件とし、土木一式工事、舗装工事、水道施設工事、造園工事の工種を対象とします。ただし、不調または中止とした案件は、対象としません。
対象者	当該入札工事案件に入札書を提出した者（以下「応札者」といいます。）を対象者とします。

## 2 積算疑義申立ての期間について

申立期間	開札日の翌日から起算して2日間（この期間のうちに彦根市の休日を定める条項に規定する市の休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の日）がある場合は、当該休日は除きます。）
申立時間	1日目は午前9時から午後5時まで、2日目は午前9時から正午まで

※ 申立期間を過ぎた疑義の申立ては受け付けません。

## 3 落札保留方法について

落札保留の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・落札者の決定は、疑義申立てにより入札が無効となる場合があるため、開札後、直ちに落札決定を行わずに、回答手続きが完了するまでの間、落札保留とします。</li><li>・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の入札価格のうち一番低い額である者（総合評価方式入札の場合は、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の者のうち評価値の一番高い者）を落札候補者とします（2者以上ある場合は、くじにより決定する。）。</li></ul>
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※開札後、当日中に予定価格の公表を、また開札日の翌日午前9時に金額入りの設計書の公表を行います。

## 4 積算疑義申立ての対象となる事項について

該当	金額入り設計書を確認しないと疑義を判明することができない事項
非該当	<ul style="list-style-type: none"><li>・積算疑義申立ての対象となる建設工事が特定できないもの</li><li>・公表された設計図書等で確認できるもの</li><li>・積算疑義の内容が、単価が合わない、複数想定できるなど積算上の不確定な要素で、入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い確認すべきものであるもの</li><li>・積算疑義の内容が具体的でないもの、その他積算疑義の内容が特定できないもの</li></ul>

	<p>の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積算疑義申立ての期間後に提出されたもの</li> <li>・入札参加者以外の者から提出されたもの</li> <li>・その他、当該入札に直接関係ないもの</li> </ul>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 5 金額入り設計書等の確認方法について

応札者は、積算疑義申立ての期間に、金額入り設計書の閲覧ができます。

確認先	・工事発注担当課窓口において、金額入り設計書の閲覧ができます。
確認方法	<p>・閲覧をしていただくには、「金額入り設計書閲覧請求書」（様式第1号）の提出が必要です。閲覧時に持参していただき、当該請求者が閲覧できるか確認したうえで、閲覧ができます。</p> <p>・金額入り設計書は一部のため、閲覧をお待ちいただく場合があります。</p>
金額入り設計書等の複写	・メモおよびデジカメ等の電子機器による複写はできますが、金額入り設計書の持ち出しおよびコピーはできません。

## 6 積算疑義の申立てについて

前述5の金額入り設計書等の閲覧後に、設計に関する疑義を申し立てるときは、次の手続を行ってください。申立てができるのは、当該工事の設計図書等の閲覧をした者に限ります。

手続先	・入札案件の工事発注担当課
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算疑義申立書（様式第2号）</li> <li>・積算疑義に関する具体的な資料等</li> </ul>

※「設計書に明示または質問・回答に記載されている事項」、「入札前に質問できた事項（例：設計書等と図面の数量の差異）」、「自分が想定した価格と合わない」等は疑義の対象としません。

## 7 積算疑義の申立てがされなかった場合について

積算疑義の申立てがされなかった場合は、積算疑義申立ての期間の最終日の翌日（ただし、その日が彦根市の休日を定める条例に規定する市の休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の日）にあたるときは、その翌日）午後5時までに、落札候補者を落札者として落札決定通知書を通知します。なお、場合により時間を変更することがあります。

## 8 積算疑義の申立てがあった場合について

積算疑義の申立てがあった場合における設計書等の調査を行った後の手続は、下表の（1）および（2）のとおりとします。

積算疑義の申立者へは、「積算疑義申立てに係る回答書」（様式第3号）により、積算疑義申立て期間の最終日の翌日（ただし、その日が彦根市の休日を定める条例に規定する市の休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の日）にあたるときは、その翌日）の午後5時までに回答を予定しています。

(1) 設計書に誤りがなかった場合	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算疑義申立者に回答した後、設計に誤りがなかった旨を契約監理室窓口で公表して、落札候補者に落札決定通知書を通知します。</li> </ul>	
(2) 設計に誤りがあった場合は、次のとおり入札の有効・無効を決定します。	
ア	下記のいずれかの場合
	(ア)設計の誤りが原因で落札候補者に変更が生じる場合
	(イ)落札候補者に変更は生じず、設計額と設計誤り補正後の額との差額がわずかでない場合（おおむね設計額の1%を超える場合）
	(ロ)落札候補者に変更は生じず、設計額と設計誤り補正後の額との差額がわずかであり（おおむね設計額の1%以内の場合）、落札候補者が契約を望まない場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札は無効とします。</li> <li>・疑義申立者に回答した後、応札者に設計の誤りの内容および入札を無効とする旨を記した不調通知を通知します。</li> </ul>
イ	落札候補者に変更が生じず、設計額と設計誤り補正後の額との差額がわずかであり（おおむね設計額の1%以内の場合）、落札候補者が契約を望む場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札は有効とします。</li> <li>・積算疑義申立者に回答した後、落札決定通知書を通知します。</li> <li>・この場合においては、原則として契約は落札金額で締結し、速やかに設計誤り補正後の額に落札率を乗じて得た額で変更契約を締結します。</li> </ul>

## 9 積算疑義の申立てにより不調とした案件の取扱について

### (1) 設計の見直し

積算疑義の申立てにより不調とした案件は、設計を見直し、内容を一部変更して改めて入札を執行します。

### (2) 入札の方法

再度入札する場合、入札公告の参加資格要件または指名業者選定について、「不調とした当該競争入札に入札書を提出した者であること」とします。

ただし、この要件としたときに、入札の競争性・公正性が損なわれて不相当であると認められるときは、新たに入札参加資格要件を設定し執行します。

## 10 その他

入札への積算疑義申立ての内容および調査の結果、この対応では公正妥当な事後処理とならない場合は、当該積算疑義の内容等を踏まえて適切に対応します。

付則

平成 29 年 3 月 制定

平成 29 年 8 月 改定